

この欄には  
書かないで  
ください。

通信日付印の年月日	(確認)			番 号
年 月 日				

## 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

税務署受付印  税務署長殿  年 月 日提出	届出者	納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (TEL - - )		
		上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL - - )		
		フリガナ		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生
		氏名			
		職業		フリガナ 屋号	

私が昨年取得した下記の土地等（先行取得土地等）については、租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用に係るものである旨を届出します。

### 記

#### 1 取得した土地等（先行取得土地等）

種類			
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
所在地			
取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
取得価額	円	円	円

#### 2 届出者の行う業務の内容

種類	該当するものを○で囲んでください。 不動産所得を生ずべき業務 ・ 事業所得を生ずべき業務 ・ 山林所得を生ずべき業務
業務の内容	

#### 3 その他参考となる事項

- (1) 先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額  
(不動産) 円 (事業) 円 (山林) 円
- (2) その他

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

## 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

1 この届出書は、個人事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（先行取得土地等）について、租税特別措置法第37条の9の5第1項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用に係るものである旨を届け出るために使用します。

(注) 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けるためには、取得をした先行取得土地等について届出する必要があるため、届出のない先行取得土地等についてはこの規定の適用が受けられないことにご注意ください。

2 この届出書は、届け出ようとする先行取得土地等を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

- (1) 「種類」については、土地、借地権などと記載してください。
- (2) 「面積」、「所在地」、「取得年月日」及び「取得価額」については、それぞれその土地等の面積、所在地、取得年月日及び取得価額を記載してください。
- (3) 「業務の内容」については、○で囲んだ業務について、その業務の内容をできるだけ具体的に記載してください。
- (4) 「先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額」の「(不動産)」、「(事業)」及び「(山林)」については、先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額及び山林所得に係る総収入金額をそれぞれ記載してください。